

1. 特定商工業者とは…

商工会議所には、会員とは別に、商工会議所法で、ある一定規模以上の企業（特定商工業者）にその登録（法定台帳の登録）と経費負担（負担金の納入）のご協力をいただき、その地域の商工業の実態把握を行い、そのデータ活用を目的とした特定商工業者制度が設けられております。

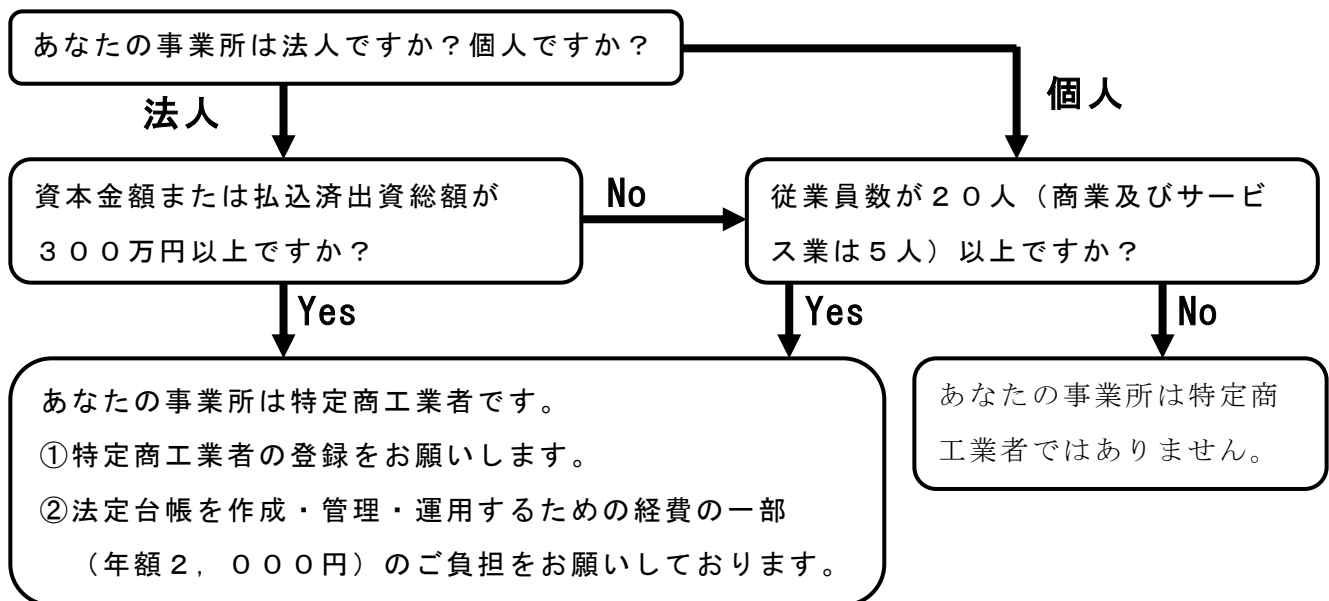
茅ヶ崎市の場合…（会議所法7条により）毎年4月1日現在、茅ヶ崎市内に、本社、支店、営業所、出張所、事務所、工場などを設けてから、6ヶ月以上経過している商工業者のうち

- ① 資本金又は払込済出資総額が300万円以上の法人
- ② 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以上の方

のいずれかに該当する事業所が特定商工業者として法定されます。

これは、商工会議所の会員であるか否かは問いません。

◎あなたの事業所は特定商工業者ですか？



2. 法定台帳とは…

特定商工業者の方が、自己の事業の内容を商工会議所に登録する台帳のことです。会議所では、これによって業界の実態を正確に把握した上、この台帳を活用して、皆様方の事業の繁栄に役立てます。（会議所法10条、11条）この台帳は毎年一回作成されます。全国の商工会議所でも同様のものを備えておりますので、本商工会議所と相手方所属会議所との連絡により各地の商工業者に照会、問い合わせなど取引の開拓に利用することができます。

3. 負担金とは…

法定台帳の作成、管理、運用には相当な経費が必要です。このため商工会議所では、神奈川県知事の許可を受けて、管理運用に必要な最小限度の負担（年額2,000円）を毎年お納め願っているものです。

* 税法上、公租公課費目として損金処理ができます。

4. 法定台帳の運用

商工会議所は、登録いただいた法定台帳を、全商工業者の発展に資する貴重な資料として最善の注意をもって管理すると共に、商取引の紹介、斡旋、その他あらゆる面で皆様のお役に立つよう広く活用いたします。

（但し機密事項の保持については、法律上厳しく規定されておりますので、この点に関してはご安心ください。（会議所法11条）

5. 法定台帳の登録事項

- ① 法人の場合は、名称、住所、代表者氏名及び資本金額又は払込済出資総額、個人の場合は氏名、住所。
- ② 事業の種類
- ③ 事業の開始年月日
- ④ 茅ヶ崎市内にある営業所、事務所、出張所、工場又は事業場の名称、所在地および管理者の氏名。
- ⑤ 茅ヶ崎市内にある営業所等の事業の種類、主な取扱品名、従業員数。
* 登録した事項に変更が生じたときは、速やかに商工会議所にお知らせ下さい。

6. 権 利

特定商工業者は次の様な権利があります。

- ① 商工会議所の一号議員を選挙する権利（1個）。
- ② 会議所に登録されている法定台帳を、事業に活用できます。
- ③ 商工会議所の定款、規約、決算書類などを閲覧できます。
- ④ 産業経済関係の資料、調査報告書などを閲覧できます。
- ⑤ その他事業に役立てるために、商工会議所を活用できます。